

第 1 9 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 7 年 1 月 2 0 日（月） 午後 2 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第19回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年1月20日（月）午後2時00分～3時00分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（10人）・出席推進委員（6名）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

7番 渡部 淳

8番 五十嵐 朱美

9番 五十嵐 智子

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

金上地区 齋藤 嘉美

広瀬地区 橋本 善和

八幡地区 桑原 博之

高寺地区 藤川 将仁

4 欠席委員・推進委員（1人）

川西地区 齋藤 文範

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第58号 会津坂下町農用地利用集積計画について

議案第59号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第60号 令和7年農作業標準賃金協定額について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一

事務局次長 大八木 栄治

農地管理係長 荒井 貴史

係員 高久 佳菜

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は、10名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、川西地区 齋藤推進委員より欠席の届出があり6名です。 それでは、第19回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第54号の農地法第3条の所有権移転の各案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第55号の現況確認証明については、申請者に対し非農地であると証明し交付しました。 次に、議案第56号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画については、県での公告となるため、町長に対し異議がない旨報告し、関係書類を公社へ進達しております。以上報告します。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、5番 渡辺委員、6番 木村委員の2名を指名いたします。
議長	日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。 第19回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。
議長	報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

	(事務局朗読)
議長	本件について、事務局に説明を求めます。
事務局	本件は、本日の議案第 59 号でご審議いただく案件にもございますが、耕作者を変更する再転貸を行うための公社と借手側の解約です。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	議案第 57 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。
	(事務局朗読)
議長	本件について、事務局に説明を求めます。
事務局	申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 本件は、譲受人は乳製品製造業を営んでおり、申請地を通路・駐車場・雪捨て場用地として転用するものです。 申請地は、周辺農地の広がりから第 1 種農地であり、転用は原則不許可となっておりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は例外的に認められるとされています。 本件は、集落に接続する農地に通路・駐車場を整備する案件であることから、不許可の例外に該当すると考えられます。 一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を転用することに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は自然地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	本件について、担当委員の調査報告を求めます。

金上地区 齋藤推進委員	本件について調査の結果を報告します。1月15日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。譲渡人3名の内2名には同日15日に電話にて、1名には1月16日訪問にて、譲受人には15日に電話にて申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第58号「会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	1号案件から2号案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	本件は、農業経営基盤強化促進法を活用した相対による契約であり、金上地区の田14,795㎡を金上地区の農業者へ集積します。 なお、賃借料については、一部現物納付とし、残りを賃借料として支払うものです。
議長	本件について、事務局より調査報告を求めます。

事務局	申請者に議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について賛成する委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	議案第 59 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。
	（事務局朗読）
議長	利用権設定一括方式 1 号案件から 7 号案件について事務局に説明を求めます。
事務局	1 号は公社が広瀬地区の田 7,991 m²を借入れ、2 号の湯川村の認定農業者へ貸付けます。 次に 3 号は公社が川西地区の田 8,851 m²を借入れ、4 号の川西地区の認定農業者である法人へ貸付けます。 次に 5 号は公社が坂下地区の田 2,973 m²を借入れ、6 号は公社が坂下地区の田 4,209 m²を借入れ、5 号 6 号を併せて 7 号の坂下地区の認定農業者へ貸付けます。 なお、農地の詳細については、16 ページの参考資料のとおりです。
議長	1 号案件から 2 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

8 番 五十嵐委員	1 号案件から 2 号案件について調査の結果を報告します。借手 は町外のため事務局へ確認を依頼し、貸手に対し、1 月 16 日に 電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したと ころ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に事務局より調査報告をお願いします。
事務局	申請者に議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご 報告します。
議長	質疑に入ります。1 号案件から 2 号案件についてご質問、ご意 見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1 号案件 から 2 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求 めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件から 2 号案件は原案の とおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すること に決しました。
議長	3 号案件から 4 号案件について、担当委員の調査報告を求めま す。
2 番 鈴木委員	3 号案件から 4 号案件について調査の結果を報告します。貸 手・借手共に 1 月 16 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借 料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いあ りませんでした。
議長	質疑に入ります。3 号案件から 4 号案件についてご質問、ご意 見はございませんか。

議長	【ありません】 採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 3号案件から4号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、3号案件から4号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	5号案件から7号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
7番 渡部委員	5号案件から7号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に1月11日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため坂下地区 小林推進委員の退場を命じます。 (小林推進委員 退場)
議長	質疑に入ります。5号案件から7号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。5号案件から7号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》

議長	挙手全員であります。よって、5号案件から7号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 坂下地区 小林推進委員の入場を認めます。 (小林推進委員 入場)
議長	次に利用権設定 再転貸について事務局に説明を求めます。
事務局	再転貸の本件は、本日の総会の報告で、公社と借受者間との契約を合意解約した農地で、新たな借受者に再転貸するものであり、県知事が作成する農用地利用集積等促進計画の案として、会津坂下町長から提案され、農業委員会に意見を求められた案件です。 求められている意見の内容は、農地の全てを効率的に利用し耕作を行い、必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかです。 本件は八幡地区の認定農業者である法人であり、当該農地と隣接している農地を耕作しており、より効率的な営農ができるものと思われます。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため9番 五十嵐委員の退場を命じます。 (五十嵐委員 退場)
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

議長	9 番 五十嵐委員の入場を認めます。 (五十嵐委員 入場)
議長	議案第 60 号「令和 7 年農作業標準賃金協定額について」を議題といたします。議案について、事務局に朗読と説明を求めます。 (事務局朗読)
事務局	本件は昨年 1 1 月 1 8 日に委託者、受託者を含めた関係者による農作業賃金協議会で議論した内容をもとに、これまで皆様と協議した内容であり、本総会で決定するものです。 決定されましたら、広報 3 月号と町のホームページで公表するものです。
議長	質疑に入ります。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。 これをもちまして、第 19 回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和7年1月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員